組合員活動サポート申請書　　　　　　　　　　　　　　　　　記入日20　　年　　月　　日

**⑫自己所有物の破損･紛失･盗難保障**

* 本人が活動中、自己所有物（自転車・バイク含む）の紛失・破損・盗難に

あった時

* 被害実費（単年度通算限度額**10,000円**）

**事由発生証明書**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 支部 | いずれかに○ | 組合員コード | 氏　名 | ＴＥＬ（連絡の取りやすい番号） |
|  | 班 / 個配 / デポー |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事由(いずれかに○) | **紛失　　　破損　　　盗難** |
| 活動内容と  発生場所 | 活動内容：  発生場所：  主催団体名： |
| 発生日時 | 年　　　　月　　　　日　　　　　時頃 |
| 状況と原因 |  |
| 盗難の場合 | 届出警察署：  盗難届受理番号： |
| 紛失・破損・盗難被害 | **円** |

**上記内容を証明します**署名　　　　　　　　　　　　　　　　月　　　　日

（申請者以外の組合員・活動主催者・デポー担当者の署名）

・盗難の場合は警察署に盗難届を提出し、盗難受理番号を記入してください。

・組合員活動の定義については、エッコロガイドブックP8「組合員活動サポート」を参照してください。

・荷分け中・デポーでの買い物中、荷分け場所やデポーからの行き帰りも対象です。ただし、寄り道をした場合は補償しません。

**※買い換え、修理の場合は、領収書（コピー可）を添付してください。**

（事由発生から６０日以内に申請してください。）

申請書提出後に開催される「エッコロ福祉委員会」での事由審査を経て翌月・翌々月の給付となります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付日 | 年 　月 日 | 担当者 |  |

事務局記入欄